議長

農業委員現在数14名、出席13名、欠席1名、よって、会議は成立いたしました。

これより令和5年度第8回青梅市農業委員会を開会いたします。

はじめに議事録署名委員の指名ですが、会議規則第13条の規定により、 第10番 梅田委員さん、第11番 石川委員さんが欠席のため、第12番 町田 委員さんを指名いたしますのでよろしくお願いいたします。

次に、諸報告について事務局から報告願います。

事務局

前回の総会から今日までの日程行事につきまして報告をいたします。9月27日 西多摩地方農業委員、推進委員の研修会、瑞穂のスカイホールで開催されました。 農業委員さんと推進委員さんにご参加をいただきました。10月4日、5日 生産 緑地の本調査、市内の生産緑地を加藤会長、石川職代、土地部会の皆さまに事務局と一緒に回っていただきました。10月11日 区部と北多摩の職務代理、部会長研修会が青梅市で行われました。概要の説明を亀の井ホテルで行いまして、そのあと成木の川口さん、新町の榎戸さんの畑を見させていただきました。出席されたのは加藤会長と石川職務代理にご参加をいただきました。区部北多摩でバス3台70名の方が参加をされました。10月14日 親子農業体験の稲刈りを藤橋の水田で行いました。加藤会長、石川職務代理、経営部会の皆さまにご参加をいただきました。10月17日、19日、20日に農業振興地域の農用地調査を市内の農用地で行いました。担当の委員さんにお願いしたところです。10月25日午前中、青梅市都市計画審議会、市役所の会議室で行いまして、加藤会長にご参加をいただきました。内容につきましては、生産緑地の指定と廃止、特定生産緑地のご審議いただいたところでございます。以上です。

議長

以上で報告を終わります。

次に日程4の議案審議に入ります。

議案第1号「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」8件を上程 いたします。 それでは、整理番号1、2番について、担当委員の私から説明いたします。

委員

整理番号1番について説明します。

10月12日に申請人と事務局2名と現地調査を行いました。

申請人住所、氏名

特例適用農地

地番、地目田、面積

地番、地目田、面積

地番、地目田、面積

ここは田んぼで今年収穫が終わったあとに調査に行きました。

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

ここは一団の畑で地番の方はみかんの畑になっています。地番は団上なのですが、 ここにはレモン、蒟蒻、ヤツガシラ、小豆などが植えてあったのですが、イノシシや 鹿がきれいに食べていたということで悩んでいました。

地番、地目田、面積

ここは日影の場所で、田んぼとしても水がいかず、今畑にしようかという話が進んでいます。草が少しあったので、きれいに処理してくださいと話をしました。

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

ここは一団の畑で、キュウリ、ナス、トマト、いろんな物が植えてありました。 ジャガイモ、ショウガ等も植えてあり夏野菜は終わりの状況になっています。一か所 トラクターが入っているところは、これからホウレンソウ等を植えていきたいなと 言っていました。

委員

地番、地目畑、面積

ここは委託の苗木が植えてあり、しっかり管理されておりました。よろしくご審議 をお願いします。

整理番号2番について説明します。

10月12日 申請人、事務局2名と現地調査を行いました。

申請人住所、氏名

特例適用農地

地番、地目畑、面積

自宅前の畑で、ここで作った作物を裏で無人販売する為に、一生懸命作っています。ナス、キュウリ、トウモロコシ、ニンジン、オクラ、ヤツガシラ、里芋、ホウレンソウ、他にもたくさん植えてありました。

地番、地目田、面積

地番、地目田、面積

ここは一団の田んぼですが、今は畑として利用していまして、ヤツガシラ、里芋、キャベツ、ブロッコリーが植えてありました。細かく分かれているのですが、ここは 鉄塔の下の畑なので、このように細かく分かれています。

地番、地目田、面積

地番、地目田、面積

地番、地目田、面積

地番、地目田、面積

地番、地目田、面積

地番、地目田、面積

地番、地目田、面積

ここは一団の田んぼで今年は休講ということで、里芋、京芋などが植えてありま した。しっかり管理されておりました。よろしくご審議をお願いします

議長

整理番号3、4、5番について、森田委員さんの説明をお願いします。

委員

議席番号3番 森田です。

整理番号3番について説明します。

10月20日 本人立会いの下、事務局2名と現地調査を行いました。

申請人住所、氏名

特例適用農地

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

ここは一団の畑になっていまして、ナス、ホウレンソウが植えてあり、空いている 場所はありましたけれども耕耘されておりました。

地番、地目田、面積

地番、地目田、面積

地番、地目田、面積

地番、地目田、面積

地番、地目田、面積

地番、地目田、面積

ここは一団の畑になっています。田んぼという地目なのですが、現状は竹と木が混在していて畑という状況ではなく、10月20日の前に事務局2名とこの畑の現状を確認しにきました。いっぺんに片付けられないものですから、竹が一部伐採されていて片付け作業を始めていました。10月20日にもう一度見に行ったところ、竹は前回より少し整理されていた状況です。事務局とも相談したのですが、不定期に進捗状況を見守って行きたいなと思っています。

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

委員

地番、地目畑、面積

ここは一団の畑になっています。現状は作物を作っていないのですが、来年作付け 予定ということです。

地番、地目畑、面積

こちらの畑には、大根、白菜、ブロッコリー、ネギ、秋ジャガイモが植えて ありました。よろしくご審議をお願いします。

整理番号4番について説明します。

10月20日 家族立会いの下、事務局2名と現地調査を行いました。

申請人住所、氏名

特例適用農地

地番、地目田、面積

地番、地目田、面積

ここは田んぼですので今年の秋も収穫済みでした。

地番、地目畑、面積

ここはお茶の畑でお茶の葉は刈り払い済みできれいになっていました。

地番、地目畑、面積

ここもお茶畑で刈り払い済みできれいになっていました。

地番、地目畑、面積

ここもお茶の畑になっていまして刈り払い済みでした。

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

ここは一団の畑で、ここもお茶の木なのですが、今月中に刈るとのことでした。

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

委員

大門分については持分 1/2 となっていますのでご承知おきください。この畑は一団の畑になっていまして、お茶の木が刈り払い済みです。

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

これも一団の畑になっていまして、お茶の木が刈り払い済みです。

地番、地目畑、面積

ここもお茶の木で今月中に刈るとのことです。

地番、地目畑、面積

これも一団の畑になっていまして、お茶の木が刈り払い済みです。よろしくご審議 をお願いします。

整理番号5番について説明します。

10月20日 本人立会いの下、事務局2名と現地調査を行いました。

申請人住所、氏名

特例適用農地

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

ここは一団の畑で、ネギ、里芋、山芋が植えてあり夏野菜は収穫済みでした。 よろしくご審議をお願いします。

議長

整理番号6番について、久保田委員さんの説明をお願いします。

委員

議席番号5番 久保田です。

整理番号6番について説明します。

10月12日 本人立会いの下、事務局2名と現地調査を行いました。

申請人住所、氏名

特例適用農地

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番には梅が25本程度植えてありまして、下草はきれいに刈られていて剪定を されているところでした。

地番には、大根、ネギ、ザクロ、キウイが植えてありました。全体的には畑と して問題ないとおもいます。よろしくご審議をお願いします。

議長

整理番号7番について、石川委員さんが欠席のため事務局の説明をお願いします。

事務局

整理番号7番について説明します。

申請人住所、氏名

特例適用農地

地番、地目畑、面積

10月13日 石川委員さんと事務局1名、ご本人立会いの下、現地調査を行いました。

こちらの畑にはナス、大根、ゴーヤ、落花生、ニラと様々な野菜が育てられておりまして適正に管理されておりました。特に問題ないということで、石川委員さんも判断をしておりました。よろしくご審議をお願いします。

議長

整理番号8番について、町田委員さんの説明をお願いします。

委員

議席番号12番 町田です。

整理番号8番について説明します。

申請人住所、氏名

委員

特例適用農地

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番は自宅の隣にありまして、お茶、梅の木が植えられておりまして、梅の木の 選定はこれから行うそうです。お茶の刈り払いはしてありました。除草もされて適正 に管理されておりました。

地番は一団の畑になっていまして、南側にイチジク、プルーン17本、北側にブルーベリー10本、その北側にジャガイモが収穫されておりました。その北側にお茶の木が植えてありました。これも一団の畑になっていまして適正に管理されておりました。よろしくご審議をお願いします。

議長

以上で、担当委員の説明は終わりました。本件につきまして御質疑ございませんか。

議長

御意見、御質問等ないようですので、採決を取ります。 賛成の農業委員は挙手を お願いします。

[挙手 12 名]

挙手12名により、可決されました。

よって、議案第1号「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」8件は 原案のとおり証明することに決定いたしました。

議長

次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について(移転)」5件を 上程いたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について(移転)」 5件を御説明申し上げます。議案の4ページを御覧ください。

整理番号1番

こちらは、譲渡人の さんから、譲受人の さんへの売買契約で ございます。

《譲渡人の住所、氏名、譲受人の住所、氏名、職業、耕作面積、世帯員、申請地、譲受人理由を読み上げ》

本案件について、農地法第3条の許可を得るためには、農地法第3条第2項各号に該当しないことが求められます。この判断については≪議案第2号 別紙1≫の調査書を御覧ください。

まず、第2項第1号。許可することにあたって、許可を受ける農地について土地のすべてを効率的に利用できることが求められますが、譲受人および世帯員等の耕作状況、必要な機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと判断しました。

次に第2項第2号および第3号については、適用致しません。

次に第2項第4号。許可することにあたっては、譲受人および世帯員等が農作業常時従事できることが求められます。この農作業常時従事とは、農地法施行規則により150日となっております。本案件につきましては、譲受人およびその世帯員等は、農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると判断しております。

第2項第6号。本案件については、転貸ではございませんので、適用致しません。 最後に第2項第7号。許可することにあたっては、農地の権利移動を行うことで、 地域調和が乱されることがないことが求められます。

本案件についても、露地野菜を作る計画であり、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障は生じないものと判断致しました。

なお、現地調査でございますが、10月20日に野村委員さんと行いまして、 調査結果は許可するに相当であるとの判断となりました。

事務局

次に整理番号2番

こちらは、譲渡人の
さんから、譲受人の
さんへの売買契約で

ございます。

《譲渡人の住所、氏名、譲受人の住所、氏名、職業、耕作面積、世帯員、申請地、 譲受人理由を読み上げ》

本案件についても、農地法第3条の許可を得るためには、農地法第3条第2項 各号に該当しないことが求められます。この判断については《議案第2号 別紙2≫ の調査書を御覧ください。この案件につきましても、農地法第3条第2項各号には 該当しないため、許可要件をすべて満たしていると判断致しました。

本案件についても、露地野菜を作る計画であり、周辺の農地の農業上の効率的 かつ総合的な利用に支障は生じないものと判断致しました。

なお、現地調査でございますが、10月18日に新井委員さんと行いまして、 調査結果は許可するに相当であるとの判断となりました。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

次に整理番号3番

こちらは、譲渡人の さんから、譲受人の さんへの売買契約で

ございます。

《譲渡人の住所、氏名、譲受人の住所、氏名、職業、耕作面積、世帯員、申請地、 譲受人理由を読み上げ》

本案件についても、農地法第3条の許可を得るためには、農地法第3条第2項 各号に該当しないことが求められます。この判断については≪議案第2号 別紙3≫の 調査書を御覧ください。この案件につきましても、農地法第3条第2項各号には該当 しないため、許可要件をすべて満たしていると判断致しました。

本案件についても、露地野菜を作る計画であり、周辺の農地の農業上の効率的 かつ総合的な利用に支障は生じないものと判断致しました。

なお、現地調査でございますが、10月18日に新井委員さんと行いまして、

調査結果は許可するに相当であるとの判断となりました。 以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

次に整理番号4番

譲渡人の さんから譲受人の さんへの贈与でございます。

《譲渡人の住所、氏名、譲受人の住所、氏名、職業、耕作面積、世帯員、申請地、譲受人理由を読み上げ》

本案件についても、農地法第3条の許可を得るためには、農地法第3条第2項 各号に該当しないことが求められます。この判断については《議案第2号 別紙4》 の調査書を御覧ください。この案件につきましても、農地法第3条第2項各号には 該当しないため、許可要件をすべて満たしていると判断致しました。

本案件についても、 露地野菜を作る 計画であり、周辺の農地の農業上の効率 的かつ総合的な利用に支障は生じないものと判断致しました。

本案件については、露地野菜を栽培する計画であり、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障は生じないものと判断致しました。

なお、現地調査でございますが、10月18日に宿谷委員さんと行いまして、 調査結果は許可するに相当であるとの判断となりました。

次に整理番号5番

こちらは、譲渡人の さんから、譲受人の さんへの売買契約で ございます。

譲渡人の住所、氏名、譲受人の住所、氏名、職業、耕作面積、世帯員、申請地、 譲受人理由を読み上げ》

本案件についても、農地法第3条の許可を得るためには、農地法第3条第2項 各号に該当しないことが求められます。この判断については《議案第2号別紙5》 の調査書を御覧ください。この案件につきましても、農地法第3条第2項各号 には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると判断致しました。 本案件についても、露地野菜を作る計画であり、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障は生じないものと判断致しました。

なお、現地調査でございますが、10月18日に川口委員さんと行いまして、 調査結果は許可するに相当であるとの判断となりました。

議長

事務局の説明は終わりました。

整理番号1番について、野村委員さんの補足説明は何かございますか。

委員

議席番号2番 野村です。

整理番号1番について説明します。

10月20日 本人立会いの下、事務局2名と現地調査を行いました。

現在の畑の状況は、草が目立ち植木が部分的に植えられていた状態でした。通路上の道を挟んで隣の畑が広くありまして、規模拡大の為にその畑を耕作するのが目的だということです。草を取り植木を部分的に処分して、葉物野菜タマネギなどを栽培する予定だそうです。よろしくご審議をお願いします。

議長

整理番号2、3番について、新井委員さんの補足説明は何かございますか。

委員

議席番号8番 新井です。

整理番号2番3番について説明します。

この方はパン屋さんで高齢なのですが一生懸命やっているようで、 畑等についても一部分ブルーベリーを植えていまして、これからもパン の材料になる物を植えていきたいという話をされていました。この地区 もイノシシが多く出るそうで、それが大変だという話でした。よろしく ご審議をお願いします。

議長

整理番号4番について、宿谷委員さんの補足説明は何かございますか。

委員

推進委員 宿谷です。

整理番号4番について説明します。

10月18日 本人立会いの下、事務局2名と現地調査を行いました。 現地の状況ですが、草刈りはしてあり野菜を来春から作って家で 食べたいなと言っていましたので、どんどん野菜を育ててくださいと 話をしてきました。よろしくご審議をお願いします。

議長

整理番号5番について、川口委員さんの補足説明は何かございますか。

委員

推進委員川口です。

整理番号5番について説明します。

さんの住んでいる家はもともとは さんという方から20年くらい前に譲り受けて さんになり、家のすぐ前の畑が さんの畑で、そのままになっていたのを今になってゆずるという形になりました。畑は冬野菜の種まきを終えて3センチくらいホウレンソウ、水菜あたりが植えてあり、きれいに管理されておりました。

自家用でやりたいということを話しておりました。今後もきれいにしてくださいと 伝えました。よろしくご審議をお願いします。

議長

以上で担当委員の補足説明は終わりました。 本件につきまして御質疑ございますか。

議長

御意見、御質問等無いようですので、採決を取ります。 賛成の農業委員は挙手を お願いします。

議長

「挙手 12 名]

挙手12名により、可決されました。

よって、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」5件は原案のとおり証明することに決定いたしました。

議長

次に議案第3号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」1件を上程 いたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは議案第3号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」1件を 御説明いたします。議案の5ページを御覧ください。

整理番号1番

《相続人、被相続人、被相続人、耕作面積、特例適用を読み上げ》

農地所有者であった被相続人の さんが令和5年1月15日に死亡 されたため、相続人である さんが相続するにあたって、相続税の納税 猶予の適格者証明願が行われたものでございます。

現地調査でございますが、10月13日に石川委員さんと行いまして、証明する ことについて支障なしとの結果となっております。

本日、石川委員さんが欠席ですので、このまま補足説明をさせていただきます。 地番についてですが、自宅の目の前が畑になっています。作物はアスパラガス、 落花生、里芋などが植えてあり、とてもきれいに管理されておりました。

地番は一団の畑になっていまして、作物はネギ、白菜、カブ、アーモンド、大根、ブロッコリーなど様々な野菜が育ててあり、農地として適正に管理されていることを確認しました。石川委員さんも特に問題ないとのことで判断をしておりました。よろしくご審議をお願いします。

議長

事務局の説明は終わりました。本件につきまして御質疑ございますか。

御意見、御質問等ないようですので、採決を取ります。 賛成の農業委員は挙手を お願いします。

[挙手 12 名]

挙手12名により、可決されました。

よって、議案第3号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」1件は 原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長

次に議案第4号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画案について」3件を上程いたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは議案第4号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の 規定による農用地利用集積等促進計画案について」御説明致します。議案の5ページ を御覧ください。

本件は、農地所有者より農業会議へ農地中間管理事業による農用地等貸付希望 申出書の提出および、借受希望者より農用地等借受応募書の提出がありました。 そのため、東京都農業会議より青梅市に対して、農用地利用集積等促進計画の 事前協議がございました。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定により、この促進 計画については農業委員会の意見を得ることが求められているため、青梅市長より 青梅市農業委員会へ議案のとおり促進計画の内容について審議と承認が依頼された ものでございます。 それでは、整理番号1番を御説明いたします。

整理番号1番 議案参照 読み上げ

本案件について、農用地利用集積等促進計画を作成しました。こちらについては 議案第4号別紙1を御覧ください。

こちらは新規の申し込みとなり、設定する権利は賃貸権です。 契約期間は2023年12月1日から2033年11月30日までの10年間です。

また、権利の設定には、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の 規定による各要件が満たされていることが求められます、こちらに関しましては、《議 案第4号 別紙2》の調書を御覧ください。

◎農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項

はじめに、第1号「基本方針及び農地中間管理事業規程に適合するものであること」でございますが、首都圏アグリファームは国の広域認定を受けた認定農業者です。普段は埼玉県の入間市で625,000㎡もの茶畑を管理しております。そのため、本案件は認定農業者等の中核的な担い手への農地の集積として、経営規模の拡大や農地の集約化を図ろうとするものであり、都の基本方針構想及び農業会議の規定に適合するため、第1号には該当すると考えております。

続いて第2号のイ「農地の全部効率利用」については、権利の設定を受ける者の保有している機械の能力、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれるため該当すると考えます。次に第2号の口につきまして、首都圏アグリファーム株式会社は法人のため該当いたしません。

続いて第3号のイと口について、こちらは第2号の口に該当しない場合でございますが、首都圏アグリファーム株式会社は役員のうち3名が農作業に常時従事する予定となっており、継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれます。現地調査にて役員の方1名に立ち会っていただき、権利の設定を受ける者は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事する旨も確認いたしました。

最後に第4号「農地にかかる権利を持つ全ての者の同意を得ること」でございま

すが、本案件は所有者である貸人、借人の両者に促進計画を確認いただき同意をもらっております。従いまして全ての権利者の同意を得ておりますので、該当すると考えております。

よって農地中間管理事業の促進に関する法律第18条第5項各号の要件と照合した結果、別添調書のとおり、許可要件をすべて満たしていると考えます。

また、申請地においては、茶を栽培する予定になっております。

現地調査につきましては、10月12日に町田委員さんと行いまして、支障なし との協議結果となっております。

次に整理番号2番。

《議案参照。読み上げ》

こちらも農用地利用集積等促進計画を作成いたしました。

《議案第4号 別紙3》の農用地利用集積等促進計画を御覧ください。

新規の申し込みとなり、設定する権利は賃借権です。

契約期間は2023年12月1日から2033年11月30日までの10年間。

こちらについても、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の 各要件が満たされていることが求められます。こちらに関しまして、さきほどの 《議案第4号 別紙2》の調書の通り要件を満たしていると考えます。

また、申請地においては、こちらも茶の栽培を行う予定になっております。 現地調査につきましては、同様に町田委員さんと行いまして、支障なしとの協議 結果となっております。

次に整理番号3番。

《議案参照。読み上げ》

こちらも農用地利用集積等促進計画を作成いたしました。

《議案第4号 別紙4》の農用地利用集積等促進計画を御覧ください。

新規の申し込みとなり、設定する権利は賃借権です。

契約期間は2023年12月1日から2033年11月30日までの10年間。 こちらについても、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の 各要件が満たされていることが求められます。こちらに関しましても、さきほどの 《議案第4号 別紙2》の調書の通り要件を満たしていると考えます。

申請地においては、茶の栽培を行う予定になっております。

現地調査につきましては、10月12日に町田委員さんと行いまして、支障なし との協議結果となっております。

以上でございます。よろしく御審議をお願い致します。

議長

事務局の説明は終わりました。

整理番号1,2、3番につきまして町田委員さんの補足説明は何かございますか。

委員

議席番号12番 町田です。

ここは全部お茶畑で伊藤園に出していて、年に4回出荷しているそうです。よく管理されていました。

議長

以上で担当委員の補足説明は終わりました。

本件につきまして御質疑ございますか。

議長

御意見、御質問等ないようですので、採決を取ります。 賛成の農業委員は挙手を お願いします。

「举手 12 名]

議長

挙手12名により、可決されました。

よって、議案第4号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の 規定による農用利用集積等促進計画案について」3件は原案のとおり承認することに 決定いたしました。

議長

次に、日程5の報告事項に移らせていただきます。

報告事項として、会長専決処理等の報告を申し上げますので、別冊の報告書を御用意ください。

それでは報告に移ります。

はじめに「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」は、 2件で1ページに記載されたとおりです。

次に「農地法第4条第1項第7号の規定による届出について」は、 3件で2ページに記載されたとおりです。

次に「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」は、 7件で3ページに記載されたとおりです。

次に「富岡2丁目の営農型太陽光発電設備設置のための農地法第5条第1項の 規定による許可申請について」は、1件で4ページに記載されたとおりです。

営農型太陽光に関しては、事務局より説明がございます。事務局の説明をお願い します。

事務局

こちらの案件について説明させていただきます。

7月25日開催の第5回の農業委員会にこちらをかけて、農業委員会の承認を得て 事務局

その後、東京都農業会議主催の常設審議会に諮問をしまして、8月の常設審議会に1回通したのですが議決が延期になってしまい、東京都と東京都農業会議と青梅市で協議をしまして、耕作者である さんに10年間の一時転用の期間を3年間にするように指導を行いました。その結果、 さんより一時転用の期間を10年間から3年間へ変更した内容で改めて許可申請書の提出があり、そちらの内容に変更して東京都農業会議主催の10月17日開催の常設審議会へ諮問したところ、同意の答

申を得ることが出来ましたのでご報告させていただきます。裏面を見ていただくと右上に四字削除、三字加入と書いてあるのですが、日付が31日を24日に変えていただいたのと、下の方に3転用計画、(3)事業の操業期間又は施設の利用期間というところに許可日から10年間と書いてあるのですが、こちらを3年間に訂正していただいて出し直していただいたということになります。3年にした目的としては、さんの今後の農業に対する姿勢やコンプライアンスを守ったうえで耕作していくかどうかを、この3年間で確認しましょうということで、常設審議会の同意を得ることが出来ました。

またこちらも合わせての説明になりますが、机上に配布させていただいた「申請 地の排水に関しまして」という資料があると思いますが、つい先ほど さんが いらして新しいバージョンのを出していただいたのですけれども、お配りしているの が旧バージョンで、こちらが新バージョンです。内容としては旧バージョンに付け足 される形でAから説明させていただくと、AとBについては川沿いの土地、崖になっ ていて、そこには榊やユーカリを定植して土のう埋めを行うということです。こちら については①番、明渠を作成して排水の対策を行うということです。一枚めくってい ただいてC②簡単に取り外し可能なU字溝を置いてリーチなのですが、こちらに水が はみ出ないようにキッチリと水を流出させないように対策をするということでした。 DとEに関しては③の止水用板を付けて、その隣に竹の暗渠を作成して浸透させると いうことです。対策Fですが④集水桝の造成は、こちらに集水桝を作るということで す。今お配りした内容に加えて付け足されているのですが、土側溝というパネルの斜 めの下の部分が、特に雨が降ると水が集まるので土側溝を施して浸水の対策をすると いう計画です。こちらですが土木課や管理課の技術職の方に確認をしていただいて、 浸水について十分な措置であるということが事務局で判断できましたら、東京都に送 付して東京都の方で許可書を発行という形になります。それでこの件はひと段落とな ります。今後また進捗がありましたら報告させていただきます。

事務局

補足説明をさせていただきます。ここで新しく委員になった方は7月の改選のすぐ後に開かれた25日の農業委員会の時に、富岡で2カ所太陽光パネルを置いてその下で榊、農作物を栽培するということで許可が必要な案件になります。青木が説明したのが、そのうちの1カ所で広い方の農地になりますが、盛り土がされた場所になりまして、それが基準より大きい規模の盛り土であったため違反状態に一時なってしまいまして、そこが現状回復したというところで、盛り土の問題事態は解消はしている

ところなのですけれども、8月の常設審議会にかけたところ常設審議会の委員さんの中でも排水がどうなっているのかというところで、すぐ北側に成木川と並行して農業用水路があり、そこに影響がでてしまうのではないかということころを懸念されていて保留になった理由の一つになっております。もともとここは山土で自然浸透ということで特に排水に関しては手を加えなくても自然浸透という形で排水をするという計画をしていたのですが、それに加えて東京都や農業会議と青梅市の農業委員会の方で指導を行いまして、何か対策を施すことによって自然浸透以外でも対策することによって道路の方に流出したり、がけ崩れ等で影響が出ないように施してくださいということで指導した結果こういったものが出てきたという所になります。施す内容については今説明した通りになります。

議長

以上で報告は終わります。御質疑等がなければ、報告のとおり御了承をいただきたいと存じますがよろしいでしょうか。

[異議なし]

議長

ありがとうございました。

ただいまの報告をもちまして、本日の審議はすべて終了いたしました。

慎重な御審議を賜りありがとうございました。

感謝を申し上げ総会を閉会とさせていただきます。

なお、全員協議会は午後3時25分から開会いたします。